

提 出 書

五議第 2207号
平成30年6月19日

様

秋田県五城目町議会

議長 小林正志

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり
提出いたします。

(担当)

五城目町議会事務局 事務局長 猿田玲子
〒018-1792 五城目町西磯ノ目一丁目1番1号
TEL: 018-852-5411 FAX: 018-852-5402
E-mail: gikai@town.gojome.lg.jp

平成30年6月19日

農産物検査法の抜本的改正を求める意見書

衆議院議長	大 島 理 森 様
参議院議長	伊 達 忠 一 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
農林水産大臣	齋 藤 健 様
消費者庁長官	岡 村 和 美 様

秋田県五城目町議会

議長 小林正志

農産物検査法の抜本的改正を求める意見書

穀物取引の円滑化、流通の合理化を目的とする現行農産物検査法は、食糧難を背景に昭和26年に制定されました。しかし、食糧難が解消され、食の安全・安心を求める消費者ニーズが高まっている中、現行の検査規定は時代にそぐわない部分が少なくありません。検査基準を満たすために生産者が農薬散布を強いられるなど不合理な実態があります。このため、当議会は平成16年、不必要な農薬使用を助長する農産物検査制度の見直しを求める意見書を送付したところであります。

しかしながら、現時点においてそうした状況が改善されていると言えず、むしろ、農薬散布に伴うミツバチ被害が全国各地で発生し、また、子どもの発達障害との関連も懸念されています。

このため、現行検査規定による弊害を解消するため、農産物検査法を抜本的に見直し、以下の事項について早急に実施するよう、改めて強く求めるものです。

記

1. 農産物検査法「着色粒」規定を廃止すること
2. 現行農産物検査法を抜本的に見直し、食の安全・安心を図る目的とすること
3. 関連法であるJAS法の見直し
4. 「指定有害動植物」が科学的根拠に基づくよう、植物防疫法の運用の見直し

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成30年6月19日

秋田県五城目町議会
議長 小林 正 志